

私学事業団融資

令和5年度からの変更点について

1. 特定成長分野への学部再編等を行う大学・高専への支援

※ 特定成長分野(デジタル・脱炭素など)への学部再編等を支援する「大学・高専機能強化支援事業」に選定された場合、次のとおり私学事業団融資の利用条件(返済期間)が優遇されます。

①教育環境充実資金の返済期間を延長

【返済期間】

最大5.5年 → **最大10年**

②施設整備資金の返済期間を延長

【返済期間】

借入額10億円未満の場合は最大20年

→ 借入額に関わらず**30年まで選択可**

2. 耐震化事業等利子助成における利子助成率の見直し

(別紙をご覧ください)

3. 連帯保証人制度の見直し

【連帯保証人について】

原則必要 → **原則不要**

※財務状況等によっては、連帯保証人が必要となります

4. 大学附属病院に対する融資金利の引き下げ

※ 大学附属病院に対する返済期間30年の融資について、金利の設定方法を見直します。
(これまでの水準から**0.05%**引き下げられます)

▼ 前年度からの継続

幼稚園・認定こども園の施設整備等に対する支援

※ 融資対象が幼稚園・認定こども園の場合、次のとおり融資可能額(上限)が引き上げられます。

【事業査定】(実施する事業から算出される額)

事業費 × 融資率(80% or 75%) → **事業費 × 融資率(95%)**

【資産査定】(法人の純資産から算出される額)

純資産の部合計 × 30% → **純資産の部合計 × 40%**

耐震化事業等利子助成における 30年貸付時の利子助成率が見直されました

耐震化事業等利子助成とは

私立学校施設の耐震化を促進するため、国が学校法人の**支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度**です。

- 《対象となる事業》
- ①旧耐震基準で建設された施設の建替え整備事業
 - ②耐震にかかる補助金の対象となった改修事業
 - ③大学附属病院の建替え整備事業

[利子助成期間] 最大20年間(③は10年間) [利子助成率] 原則、融資金利－0.5%(上限あり)

(例) 融資金利 1.2% で契約の場合 $1.2\% - 0.5\% = 0.7\%$ が利子助成対象

20年間
実質金利が
0.5%

30年貸付とは

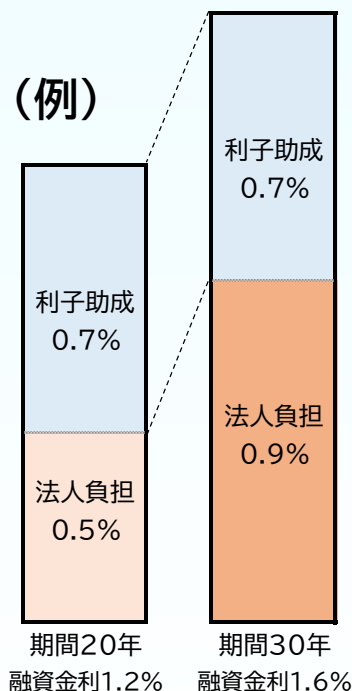
返済期間が21～30年の借入。返済期間20年に比べ融資金利が高くなります。

※原則として、借入金額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

30年貸付を利用した際の利子助成率について

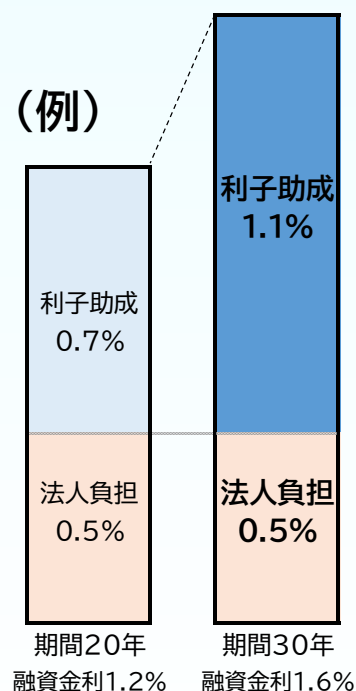
これまで

(利子助成率は
返済期間20年の場合と同じ)



令和5年度～

『**30年融資金利を基準**
として利子助成率を算定』



お問い合わせ先【融資部 融資課】
☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp